

指定居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(さぬき市指定 第3771100249号)

大川広域行政組合
さざんか荘老人介護支援センター

1 事業の目的と運営方針

当事業所では、要介護状態等となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とし、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように支援します。

また、指定居宅介護支援の提供に当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号）の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行なうため、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行ないます。

事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図ります。

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者又はその家族等に対して、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅介護サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。

2 事業者

名 称	大川広域行政組合
所 在 地	香川県さぬき市津田町津田112番地33
電 話 番 号	0879-42-2740
代表者氏名	管理者 上村一郎
設 立 年 月	昭和45年8月

3 事業所の概要

種 類	指定居宅介護支援
名 称	さざんか荘老人介護支援センター
所 在 地	香川県さぬき市大川町田面360番地
管理者氏名	主任介護支援専門員 山田ゆう子
指定年月日	平成12年1月20日
電 話 番 号	0879-43-0222
F A X 番 号	0879-43-5878

4 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	さぬき市及び東かがわ市
営業日	月曜日から金曜日まで。（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。）
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで。（ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。）
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時15分まで。（ただし、事前に申し込みがあれば、午後6時まで可能とする。）

5 職員の配置状況（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
管理者	1人	—	兼務	職員及び業務の管理
介護支援専門員	1人	3人	2.9人	居宅介護支援の提供

6 サービスの内容及び利用料金

（1）サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、指定居宅介護支援の提供及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように居宅サービス計画を作成します。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行ない、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないます。

利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行ないます。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ないます。

⑤他機関との連携

当事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図るため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めます。また、介護保険上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めます。

（2）利用料金

指定居宅介護支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険から利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記料金の全額を一旦お支払い下さい。

①基本料金

要介護1又は要介護2	10,860円/月
要介護3、要介護4又は要介護5	14,110円/月

②加算料金

初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、初回のみ加算します。	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合、利用者1人につき1月に1回を限度として、いずれかを加算します。	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円		
退院・退所加算	連携 1回	カンファレンス参加無 4,500円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所に当たって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算します。 ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行ったうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限り加算します。 ※入院又は入所期間中につき、1回を限度とし、初回加算との同時算定は不可となります。
		カンファレンス参加有 6,000円	
	連携 2回	カンファレンス参加無 6,000円	
		カンファレンス参加有 7,500円	
	連携 3回	9,000円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行ない、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行なった場合、利用者1人につき1月に2回を限度として加算します。	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合、1月につき加算します。	
退院時情報連携加算	500円	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として加算します。	

※各種加算については、利用者又はその家族等の同意を得てから算定を開始します。

③減算の適用

高齢者虐待防止措置 未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員について所定単位数から減算します。
業務継続計画未策定 減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員について所定単位数から減算します。
同一建物等居住者に 指定居宅介護支援を 行なった場合の報酬	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行なった場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。
運営基準減算	居宅介護支援の業務が適切に行われず、運営基準減算の状態が1月以上継続した場合は、所定単位数を100分の50に減算、2月以上継続した場合は、所定単位数の算定をしません。

④交通費

香川県さぬき市又は東かがわ市以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、香川県さぬき市又は東かがわ市を超えた地点から居住地まで片道1キロメートル当たり20円とします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の利用料金は、1月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに指定口座へ振り込んで下さい。

株式会社百十四銀行	津田支店	普通預金	39620
口座名義	大川広域行政組合		
	会計管理者	岡部	貴彦

7 サービスの利用に関する留意事項

- ・原則として「要介護」と認定された方が対象となります。なお、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。事前にご相談下さい。
- ・サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- ・担当の介護支援専門員が、少なくとも1月に1回、原則、利用者宅へ訪問します。
- ・事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
- ・介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ・契約時等において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について説明を行い、理解を得るよう努めます。（割合については別紙をご参照下さい。）

- ・他の利用者又は職員等に対する著しい暴言や暴力、ハラスメントが行われた場合は、サービスの利用をお断りすることがあります。
 - ・当事業所では、ハラスメント関連法令等に基づき、利用者又はその家族等が、当事業所や職員に対して、
 - 故意にハラスメントや暴言・暴力等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合
 - 生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、かつ通常の方法ではこれを防止できないと判断した場合
 - サービス利用に関する助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、当事業所の運営を著しく阻害する行為が認められる場合
- について、当事業所より改善を希望する旨の申し入れを行ない、それにも拘わらず改善の見込みがなく、適切なサービスを提供することが困難であると認めるときは、事前に文書で通知し、サービス提供の中断及び契約の解約等を行うことがあります。
- ・当事業所内での録音、録画は原則禁止しています。録音等のご希望がある場合は、事前に職員まで申し出て下さい。

8 苦情の受付について

当事業所では、苦情への適切な対応により、指定居宅介護支援に対する利用者の満足感を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が指定居宅介護支援を適切に利用することができるように支援し、また、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進及び事業所の信頼並びに適正性の確保に努めています。

(1) 苦情解決体制

- ・苦情解決責任者 職氏名 園長 富田久仁
- ・苦情受付担当者 職氏名 主任介護支援専門員 山田ゆう子
- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日(祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時15分
- ・電話番号 0879-43-0222

(2) 第三者委員の設置

- ・委員氏名 田村一良
- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日(祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時15分
- ・電話番号 0879-43-3178

(3) 苦情解決の手順

①苦情の受付

苦情は、電話、書面等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告と確認

受け付けた苦情は、苦情受付担当者から苦情解決責任者及び第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く。)へ報告します。

第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。また、必要に応じて、苦情解決検討委員会を開催します。

④その他

施設内に苦情受付ボックスを設置しています。また、直接言いにくい場合や解決がうまくいかない場合等、次の機関でも苦情の受付をしています。

- 福祉サービス運営適正化委員会事務局（高松市番町1丁目10番35号 香川県社会福祉協議会内）
電話番号 087-861-1300
- 香川県長寿社会対策課 施設サービスグループ（高松市番町4丁目1番10号）
電話番号 087-832-3268
- 香川県国民健康保険団体連合会（高松市福岡町2丁目3番2号 香川県自治会館）
電話番号 087-822-7431
- 高松市役所 健康福祉部介護保険課（高松市番町1丁目8-15）
電話番号 087-839-2326
- さぬき市役所 健康福祉部長寿介護課（さぬき市寒川町石田東甲935番地1）
電話番号 0879-26-9904
- 東かがわ市役所 市民部長寿保健課（東かがわ市湊1847番地1）
電話番号 0879-26-1360
- 三木町役場 健康福祉課介護保険係（木田郡三木町大字氷上310番地）
電話番号 087-891-3304
- 大川広域行政組合 庶務係（さぬき市津田町津田112番地33）
電話番号 0879-42-2740

※受付時間は、各機関共通で毎週月曜日～金曜日（祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで。

9 虐待の防止のための措置に関する事項

当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

また、虐待の防止のための指針の整備、定期的な研修の実施を行うとともに、必要な措置を行うために担当職員を配置します。

10 身体的拘束の適正化のための措置について

当事業所では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束等を行なう場合は、具体的な内容について記録をするものとします。また、身体的拘束の適正化を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に対し周知徹底を図り、身体的拘束の適正化のための指針の整備、定期的な研修の実施を行うとともに、必要な措置を行うために担当職員を配置します。

1 1 衛生管理及び健康管理について

当事業所では、指定居宅介護支援に使用する備品等に対し、定期的な消毒を施す等、清潔が保持できるよう衛生管理に努めます。また、職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、食中毒や感染症の発生防止及びまん延防止のため、定期的な委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等の必要な措置を行ないます。

1 2 事故発生、緊急時等の対応について

当事業所では、利用者が安心して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故や緊急事態等が発生した場合は、次のような措置を講じます。

- ・あらかじめ定めている対応方針（緊急対応チャート）に沿って、適切な対応を行います。
- ・速やかに当該利用者の家族や主治の医師等、関係市町及び居宅介護支援事業者等に対して連絡を行ないます。
- ・事故等の状況及び処置について記録するとともに、事故等の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ・事故発生の防止のための委員会の開催、指針の整備、定期的に職員に対する研修や訓練を行うとともに、必要な措置を行うための担当職員を配置します。
- ・賠償すべき事態が発生した場合は、速やかに賠償を行なうために次の損害賠償保険に加入しています。

○保険種別	介護保険・社会福祉事業者 総合保険
○保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

1 3 業務継続計画の策定について

当事業所では、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、定期的な研修及び訓練の実施、業務継続計画の見直しを行ないます。

1 4 守秘義務について

当事業所では、指定居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由もなく第三者に漏洩しません。（この守秘義務は、契約が終了した後も継続されます。）

1 5 個人情報の保護について

当事業所では、利用者又はその家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大川広域行政組合個人情報保護条例（令和5年大川広域行政組合条例第1号）、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月厚生労働省策定）、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月個人情報保護委員会・厚生労働省策定）を遵守し、個人情報の適切な取扱いに努めます。

- ・医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供させていただきます。

・利用者に係る居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由（サービス担当者会議等）がある場合には、事前に文書にて、その情報が用いられる者の同意を得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用います。

16 業務管理体制について

当事業所では、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者を選任し、適切な業務管理に努めます。

・法令遵守責任者 職氏名 園長 富田久仁

17 第三者評価の実施状況について

実施内容	実施の有無	結果の公表
利用者等の意見を把握する取り組み (アンケートの実施、意見箱の設置等)	有	無
指定機関による第三者評価の実施	無	無
その他機関による第三者評価の実施 (第三者委員への報告、意見聴取等)	有	無

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅介護支援：さざんか荘老人介護支援センター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供に同意しました。また、事業者との間の介護保険法に基づく契約書第19条の個人情報の保護に関し、事業者が、私のよりよき介護のためのサービス担当者会議等において、私及び私の家族等の個人情報を用いることに同意しました。

利用者住所

氏名

印

家族等住所

氏名

印

※ 本重要事項説明書の内容をご理解ご了承いただいた上で、契約書の締結をご検討下さい。